

阿久根市地域防災計画
(原子力災害対策編)

原子力災害対策避難計画
(案)

令和7年月

沿革

策定 平成 25 年 12 月
一部修正 平成 29 年 3 月
一部修正 平成 30 年 4 月
一部修正 令和 7 年 月

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の性格	1
第2章 避難に当たっての基本的な考え方	2
第1節 避難対象区域の範囲	2
第2節 避難等の対応方針	3
第3章 避難等に関する情報伝達	8
第1節 伝達方法	8
第2節 伝達経路	9
第3節 伝達内容	10
第4章 避難誘導及び住民の輸送	11
第1節 避難所等	11
第2節 輸送計画	11
第3節 避難の誘導・避難状況の確認等	11
第5章 要配慮者への対応	13
第1節 施設入所者への対応	13
第2節 避難行動要支援者への対応	13
第3節 外国人に対する避難支援	13
第4節 一時滞在者に対する避難支援	13
第5節 学校等施設における対応	13
第6章 避難所等における医療体制	14
第1節 緊急被ばく医療	14
第2節 避難者の健康管理	<u>15</u>
別紙 広域避難計画	
資料 防災指針の抜粋	

第1章 基本的事項

第1節 本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づくものであり、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 本計画の性格

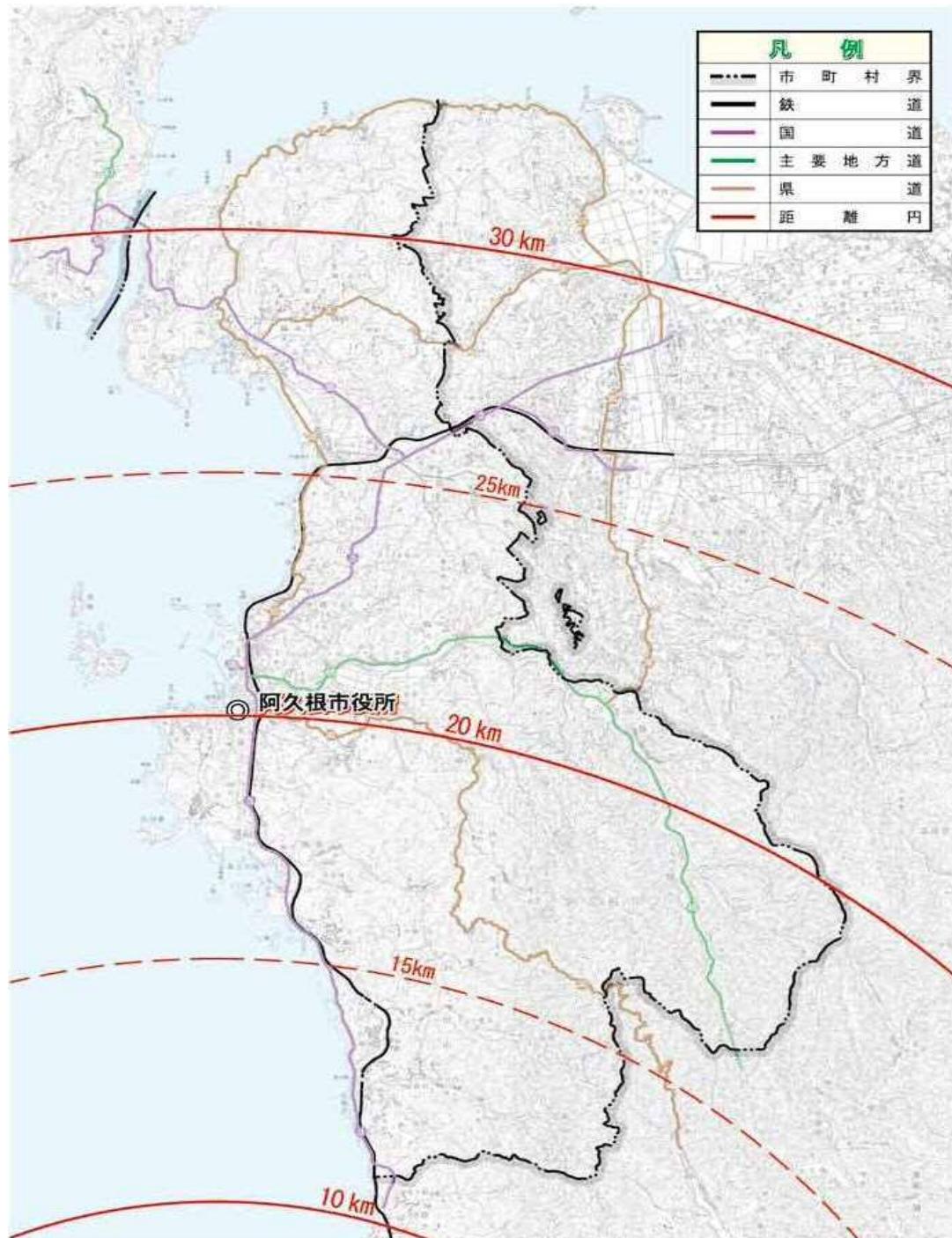
地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「複合災害時対策」、「原子力災害中長期対策」の4段階を基本に定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第15条第2項に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実施するため、川内原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

第2章 避難に当たっての基本的な考え方

第1節 避難対象区域の範囲

避難対象区域は、市内全域とする。



第2節 避難等の対応方針

防護措置の準備及び実施については、地域防災計画や原子力災害対策指針に基づき、UPZ内における防護措置は屋内退避を基本とし、放射性物質の放出後は緊急時モニタリング等の結果を踏まえて「避難」や「一時移転」を行うこととする。

(1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level。以下「E A L」という。）における3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」第4条に規定する「異常時における連絡」の際にも必要な措置を実施するものとする。

【E A Lの3つの区分】

※ 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone。以下「P A Z」という。）内において施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

※ 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

※ 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影响のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（OIL：Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）と照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

【O I L (運用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

※ O I L 2

1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転をさせるための基準。一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値

※ O I L 1

数時間内を目途に区域を特定し、避難等をさせるための基準。一時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ が基準値

『放射性物質の放出前後における指標及び防護措置』



『E A LやO I L等に応じた防護措置』

区分		本市の対応	住民等の行動
放射性物質の放出前	異常時における連絡 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 (災害警戒本部の設置) ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等に留意
	警戒事態 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 (災害対策本部・現地災害対策本部の設置) ・平常時モニタリングの強化 ・住民等への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の情報等に留意
	施設敷地緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、国・県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・屋内退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に留意 ・屋内退避の準備
	全面緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、国・県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び他自治体への応援要請 ・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避の実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・安定ヨウ素剤の服用準備 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実施 ・今後の指示、情報等に留意 ・避難、一時移転の準備
	O I L 2の基準以上の区域(一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・一時移転、体表面除染の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、情報等に留意 ・(国の指示等に基づき)一時移転の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の服用

後	O I L 1 の基準 以上の区域（一 時間当たり 5 0 $0 \mu \text{Sv}$ が基準 値）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 ・避難、体表面除染の実施 ・(必要に応じて)安定ヨウ素剤の配布・服用指示等 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の指示、 情報等に留意 ・(国の指示等 に基づき)避 難の実施 ・(必要に応じ て)安定ヨウ 素剤の服用
---	--	--	---

《避難及び一時移転 ※原子力災害対策指針参照》

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避 難…空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの

一時移転…緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

《屋内退避 ※原子力災害対策指針参照》

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

『空間放射線測定局（モニタリングポスト）』

		設置箇所
県測定局	<u>100</u> 局	<ul style="list-style-type: none"> ○本市：<u>9</u>局 <ul style="list-style-type: none"> ・鶴見局（市役所） ・大川中局（大川中学校） ・西目小局（西目小学校） ・田代小局（田代小学校） ・鶴川内局（山村開発センター） ・尾崎小局（尾崎小学校） ・赤瀬川局（農林業振興センター） ・折多小局（折多小学校） ・三笠中局（三笠中学校） ○薩摩川内市 : <u>52</u>局 ○いちき串木野市 : <u>10</u>局 ○日置市 : <u>7</u>局 ○出水市 : <u>8</u>局 ○さつま町 : <u>9</u>局 ○鹿児島市 : <u>3</u>局 ○姶良市 : 1局 ○長島町 : 1局
九州電力測定局	6局	○川内原子力発電所敷地内

※上記のほかに、原子力規制委員会の県への委託により、鹿児島市城南町、南さつま市、霧島市、鹿屋市、西之表市、奄美市でも測定されている。

第3章 避難等に関する情報伝達

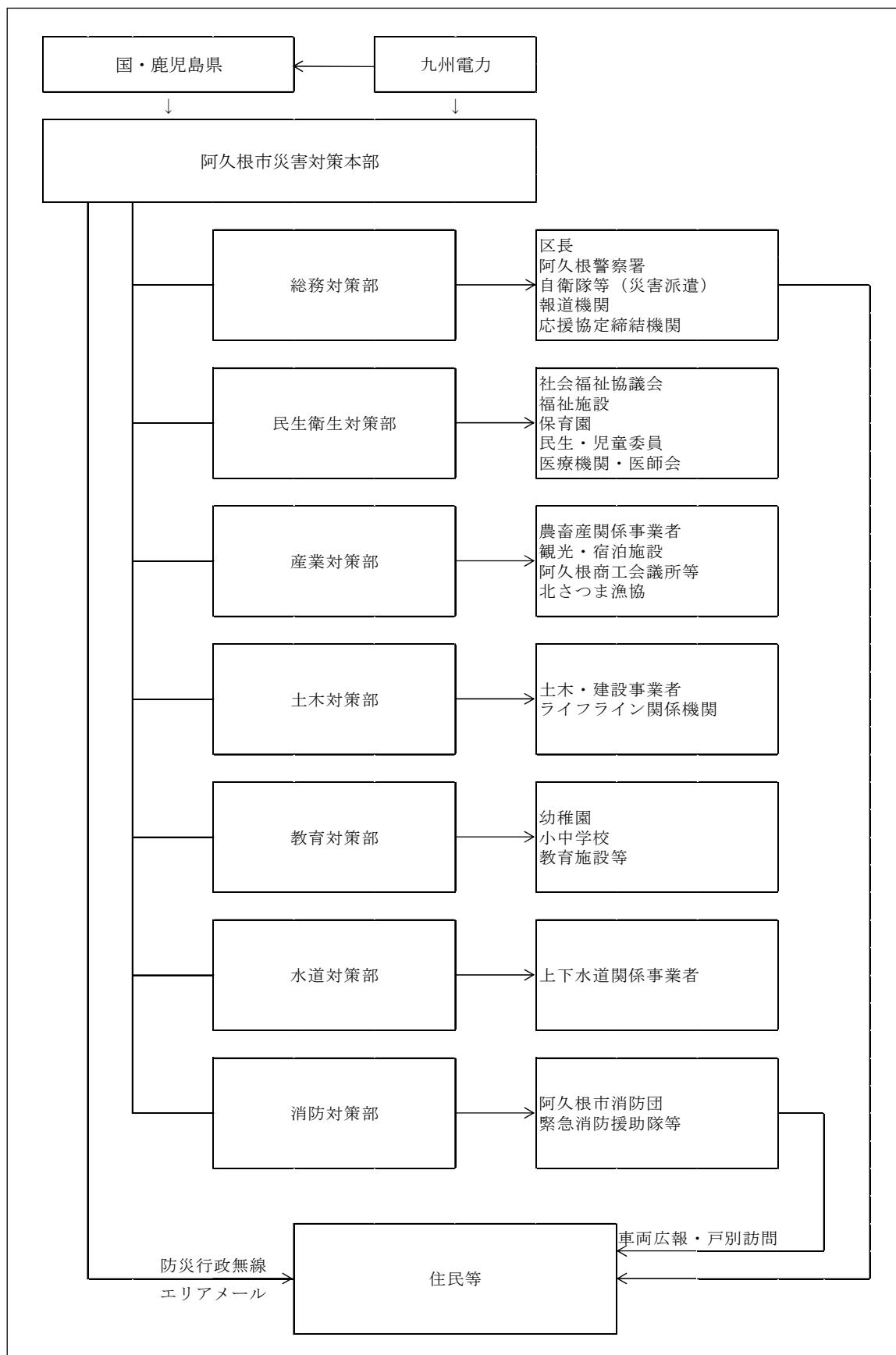
市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

第1節 伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図る。その際、複数の手段・伝達責任者の確保に努める。

- (1) 防災行政無線による伝達
- (2) サイレンによる伝達
- (3) 広報車両等の呼びかけによる伝達
- (4) 報道機関を通じて行うテレビ、ラジオ等による伝達
- (5) ホームページ・LINE等による伝達
- (6) 原子力防災アプリによる伝達

第2節 伝達経路



第3節 伝達内容

警戒広報、屋内退避又は避難のための指示の防災行政無線等による広報・伝達内容は、次のとおりとする。

なお、広報車両による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

1 警戒広報（警戒事態発生時）※屋内退避準備時

こちらは、防災阿久根市役所です。

本日午前（午後）○時○分、川内原子力発電所で事故が発生しました。

原子力災害に警戒するため、市では午前（午後）○時○分に災害対策本部を設置しました。

なお、放射性物質は外部に漏れていません。市民の皆様は、不要不急の外出を控え、テレビやラジオ等の情報に注意してください。

2 警戒広報（施設敷地緊急事態）※屋内退避準備時

こちらは、防災阿久根市役所です。

本日午前（午後）○時○分、川内原子力発電所で異常事象が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていませんが、市民の皆様は、窓や扉を閉めるなど建物内避難の準備を行ってください。

今度の情報に十分注意してください。

3 警戒広報（全面緊急事態）※屋内退避指示時

こちらは、防災阿久根市役所です。

川内原子力発電所の事故により、放射性物質が放出されるおそれがあります。

市民の皆様は、放射線を防ぐため、建物の中に退避し、今後の情報に十分注意してください。

4 避難指示時広報

こちらは、防災阿久根市役所です。

川内原子力発電所の事故により、○○地区で、空間放射線量率が一時間当たり○○マイクロシーベルト検出されました。

これに伴い、○○地区の方は、（避難所名）まで避難することとなりました。

自家用車で避難するか、（集合場所）に集合してください。

なお、避難する際には、（検査場所）で検査を受けて避難してください。

その他の地域の方々は、次の指示が出るまで、引き続き、自宅などの建物の中に退避してください。

第4章 避難誘導及び住民の輸送

第1節 避難所等

避難所、移動手段のない方々の集合場所及び避難経路等は、別紙「広域避難計画」のとおり定めるものとする。ただし、避難経路については、南九州西回り自動車道路等の整備状況や避難退城時検査設置の場所等に応じ、隨時検討・見直しを行い、迅速で安全な避難の確保に努めるものとする。

なお、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、県が調整するものとする。

第2節 輸送計画

(1) 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の住民との乗り合い又は集合場所に参集し、市等の準備したバスにより避難を行う。なお、自家用車両については、乗合せによる避難を推奨することとし、感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

(2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに、避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

(3) 避難状況の確認

市は、避難のための立退きの指示等の連絡を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

(4) 防災関係機関への協力要請

市は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請するものとする。

第3節 避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次により行うものとする。

1 交通規制の確認等

市は、避難誘導に当たり、警察と避難先の対象となる地域を確認するとともに、

交通規制を実施する場所、時間帯等を調整する。

2 広報等

避難の広報は、第3章に掲げる手法等により実施する。

3 避難状況の確認

(1) 自主防災組織等との連携

自主防災組織と連携し、避難のために手配したバスに乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車両で避難した住民等の確認に努めるものとする。また、戸別訪問等により、避難の状況を確認する。

(2) 避難者名簿の作成

避難所に受け入れた避難者の名簿を作成するとともに、避難状況の把握に努める。

また、自家用車両で避難計画外の避難先（親戚、知人宅等）に避難する避難者の避難先、世帯数、氏名、連絡先等について、区長等と連携し、その把握に努めるものとする。

4 報告

市は、避難者名簿の確認を行い、避難が完了したと判断した場合は、その旨を市災害対策本部等関係機関に報告するものとする。

市は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

第5章 要配慮者への対応

第1節 施設入所者への対応

施設管理者は、あらかじめ策定した施設ごとの避難計画により施設入所者等を避難させるものとする。なお、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。

※ 国等で検討されている内容を踏まえ、整理を進めるものとする。

第2節 避難行動要支援者への対応

阿久根市災害時要援護者避難支援プランに基づき、区長、消防団、自主防災組織、民生・児童委員、支援者等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

第3節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

第4節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

第5節 学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等が発せられた場合は、あらかじめ定めるところにより、生徒等を保護者へ引き渡すものとする。

また、引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第6章 避難所等における医療体制

第1節 緊急被ばく医療

市は、避難所等において、県と連携し、避難者を対象に、避難退域時検査、ふき取り等の簡易除染、原子力災害拠点病院等への搬送等を行う。

また、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

【避難退域時検査とは】

O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に放射線測定器を使用して、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認すること。

【避難退域時検査会場】

避難退域時検査は、県が設置した会場で行うものとする。

【安定ヨウ素剤の服用】

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性があることから、「原子力災害対策指針」に定める指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、内部被ばくを低減させるため、避難に合わせて安定ヨウ素剤の服用を指示する場合がある。

しかし、安定ヨウ素剤の効果は、服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、国・県又は市等の指示に従って適切に服用する必要がある。

【県内の原子力災害拠点病院】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	099-275-5111
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	0996-23-5221

第2節 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

別 紙
(広域避難計画)

別紙 広域避難計画(概要)

R6.10.1現在
UPZ圏内人口 18,068

※ただし、福祉施設の入所者等を含まない。

地 区	原発からの距離区分	区 名	人 口	避難先
大 川	20km圏内	全区 (牛之浜、仲仁田、的場、中屋敷、川畑中、尻無)	1225人	熊本県芦北町
西 目	20km圏内	全区 (佐潟、高之口、飛松、戸、落、大川島、馬見塚)	1020人	姶良市
鶴川内	20km圏内	尾原、米次	52人	熊本県芦北町
	30km圏内	桙、羽田、桑原城上、桑原城下 横手、宮原、蓑野、長谷、木佐木野、田代中、田代下	364人 257人	伊佐市 熊本県芦北町
山 下	20km圏内	全区 (遠矢、馬場、尾崎、弓木野)	943人	姶良市
阿久根	20km圏内	波留、大丸、倉津、遠見ヶ岡、潟	3768人	伊佐市
	30km圏内	高松	376人	姶良市
		上野	507人	伊佐市
		新町、町	1090人	熊本県津奈木町
		浜	150人	熊本県芦北町
赤瀬川	30km圏内	寺山	320人	伊佐市
		全区 (中村、浦、牧内、東牧内、段、大尾)	2679人	姶良市
折 多	30km圏内	牟田、折口東	647人	姶良市
		永田上、永田下、大林、内田、大下、丸内、陳之尾	821人	熊本県芦北町
脇 本	30km圏内	脇本馬場、脇本浜、下村、上原、深田	1264人	姶良市
		桐野上、桐野下、大渕川、筒田、瀬之浦上、瀬之浦下、古里、榎之浦西、榎之浦东、大谷、黒之浜、黒之上、大瀧、松ヶ根、小瀧、八郷	2585人	長島町

受入市町	避難者数 (予定)
熊本県芦北町	2505人
熊本県津奈木町	1090人
伊佐市	4959人
姶良市	6929人
長島町	2585人

5施設
3施設
13施設
27施設
15施設 (計63施設)

広域避難計画(詳細)

区域	地域	番号	区名	世帯数	人口	避難所				(自家用車、乗合による移動者を除く。)	避難経路	避難経路
						市町名	施設名	収容数	施設計			
20km ~ 30km圏 内	市街地	1	高松	197	376	姶良市 (旧加治木町)	辺川地区多目的集会施設	77	387	阿久根中学校	国道3→国道504→県道374→国道447→国道267	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→県道374→国道447→国道267
							姶良市消防本部(本部庁舎)	53				
							木田自興館	62				
						姶良市 (旧蒲生町)	迫地区いきいき交流センター	44				
							中央A地区いきいき交流センター	46				
							小川内地区いきいき交流センター	33				
		2	上野	292	507	伊佐市 (旧大口市)	ふるさと生きがいセンター	残249	523		国道3→国道504→県道374→国道447→国道267→国道268	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→県道374→国道447→国道267→国道268→県道53
							湯之尾小学校	残75				
							本城地区集会施設	199				
		3	新町	500	874	津奈木町	つなぎ文化センター	432	1,207	阿久根市役所	国道3→県道56	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56
							津奈木町農業就業改善センター	305				
							津奈木町B&G海洋センター	470				
		4	町	132	216	津奈木町	津奈木町B&G海洋センター	残333	333		国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56	
		5	浜	95	150	芦北町	芦北福祉センター	423	423		国道3	
		6	寺山	156	320	伊佐市 (旧大口市)	ふるさと生きがいセンター	569	569	総合運動公園	国道3→国道504→県道374→国道447→国道267→国道268→県道53	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→県道374→国道447→国道267→国道268→県道53
計		6集落	1,175	2,443	※桜ヶ丘荘入所者含まず。							
赤瀬川	赤瀬川	1	中村	190	364	姶良市 (旧加治木町)	加治木高校	790	790	総合運動公園	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55
		2	浦	191	359	姶良市 (旧姶良町)	姶良市総合運動公園体育館	残334	534	農村環境改善センター	国道3→国道504→県道374→国道447→国道267	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→県道374→国道447→国道267
		3	牧内	208	453		姶良市 (旧蒲生町)	姶良市温泉センター「くすの湯」	200			
		4	東牧内	38	71	姶良市 (旧蒲生町)	森の研修館かごしま宿泊棟	32	82	42	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42
		5	段	447	832	姶良市 (旧蒲生町)	森の研修館かごしま研修棟	50				
		6	大尾	305	600	姶良市 (旧姶良町)	蒲生高校	524	1,005	総合運動公園	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道43	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道43
		計		6集落	1,379	2,679	蒲生中学校	残173	664			

区域	地域	番号	区名	世帯数	人口	避難所				集合場所 (自家用車、乗合による移動者を除く。)	避難経路	避難経路			
						市町名	施設名	収容数	施設計						
鶴川内	鶴川内	1	栃	77	154	伊佐市 (旧大口市)	総合体育館	残429	429	鶴川内中学校	国道3→国道504→県道374→国道447→国道267	国道3→県道46→西回り自動車道→国道328→国道447→国道504→県道447→国道267			
		2	羽田	37	64										
		3	桑原城上	37	75										
		4	桑原城下	42	71										
		5	横手	38	80										
		6	宮原	10	18										
		7	蓑野	27	47										
		8	長谷	14	23		芦北町	旧計石小学校	302	鶴川内地区集会施設	県道46→国道3→県道56	県道46→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56			
		9	木佐木野	12	24										
		10	田代中	25	33										
		11	田代下	23	32					山村開発センター					
		計		11集落	342	621	※蓮の実園入所者含ます。								
20km ~ 30km圏 内	折多	1	牟田	82	158	姶良市 (旧蒲生町)	蒲生高齢者福祉センター	72	166	折多小学校	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10→県道42			
							下久徳地区いきいき交流センター	50							
							川東地区いきいき交流センター	44							
		2	折口東	222	489	姶良市 (旧姶良町)	県民の森管理事務所	85	512		国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10	国道3→西回り自動車道→国道328→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10			
							姶良高等技術専門校	250							
							姶良生活改善センター	63							
							上名地区農村振興センター	54							
							えぼし館	30							
							上名村づくり活性センター	30							
		3	永田上	102	204	芦北町	旧芦北幼稚園	538	538						
		4	永田下	66	118										
		5	大林	41	86										
		6	内田	71	138		旧芦北幼稚園	残130	国道3→県道56		国道3→西回り自動車道→国道328→国道3→県道56				
		7	大下	53	110		小田浦福祉センター	133							
		8	丸内	42	79		小田浦福祉センター	残122							
		9	陳之尾	40	86	芦北町	熊本県立あしきた青少年の家	残210	210						
		計		9集落	719	1,468									
脇本	脇本	1	脇本馬場	113	201	姶良市 (旧姶良町)	三船小学校	442	1,424	脇本地區公民館	国道3→国道447→国道267→国道268→県道55→国道10	—			
		2	脇本浜	52	97		三船小学校	残144							
		3	下村	148	304		帖佐小学校	491							
		4	上原	222	535		帖佐小学校	残331							
		5	深田	57	127		帖佐中学校	491							
		6	桐野上	57	144		帖佐中学校	残287							
		7	桐野下	110	238	長島町 (川床)	川床中学校	250	341	三笠中学校	国道389→県道47	—			
		8	大淵川	18	44		川床中学校	残106							
		9	筒田	58	119		川床小学校	235							
		10	瀬之浦上	79	157		川床小学校	残103							
		11	瀬之浦下	82	156		B&G(文化ホール)	635							
		12	古里	195	424		B&G(文化ホール)	残203							

区域	地域	番号	区名	世帯数	人口	避難所				集合場所 (自家用車、乗合による移動者を除く。)	避難経路	避難経路	
						市町名	施設名	収容数	施設計				
20km ～ 30km圏 内	脇本	13	鳩之浦西	75	127	長島町 (城川内)	城川内小学校	185	185	三笠中学校	国道389	—	
		14	鳩之浦東	112	218		城川内小学校	残58	283				
							城川内公民館	60	国道389→県道47→県道380→県 道379		—		
							唐隈公民館	40					
							平尾老人憩の家	85					
		15	大谷	27	58	長島町 (指江)	浜漉公民館	40		脇本小学校	国道389	—	
		16	黒之浜	281	517		長島中学校	残199	199		国道389→県道47→県道380→県 道379	—	
							平尾中学校	225	605		国道389	—	
		17	黒之上	78	145	長島町 (蔵之元)	平尾小学校	195			国道389	—	
							蔵之元小学校	185			国道389	—	
		18	大瀧	45	85	長島町 (諸浦)	本浦小学校	235	235	脇本地区公民館隼人分館	国道389→県道47	—	
		19	松ヶ根	11	22	260		260	国道389→県道47→県道379		—		
		20	小瀧	33	62	長島町 (鷹巣)	伊唐小学校	260	260				
		21	八郷	39	69								
		計		22集落	1,892	3,849	※あいわの里、脇本病院入所者等含まず。						
		小計		54集落	5,507	11,060							
		合計		78集落	9,304	18,068							

